

○南相馬市子ども・子育て応援条例（素案）

令和 年 月 日
条例第 号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 役割（第4条－第8条）

第3章 基本的施策（第9条－第14条）

第4章 施策の推進（第15条－第19条）

第5章 雑則（第20条）

附則

子どもは地域の宝、未来をつくる希望です。

四季折々を彩る豊かな里山、雄大な海、地域に根差し脈々と受け継がれてきた伝統と文化、そして、この地に暮らす人々の心の温かさに育まれながら、すべての子どもが健やかに成長し、ともに笑顔で日々を過ごせることが、わたしたちすべての市民の願いです。

子どもは、本来、一人ひとりが輝く個性と限りない可能性を持っています。ときにつまづき、挫折するときがあっても、子どもたちが自分の可能性を信じ、夢を抱くことを大切にし、日々楽しく自分らしくのびのびと成長できる環境を築いていくことは、わたしたち市民の重要な役割です。

また、すべての保護者が安心して子どもを育てることができ、子どもとともに過ごせる喜びを抱きながらふるさとで暮らすためには、地域社会全体で相互に連携・協力して子どもを見守り、子育てを応援するまちづくりを進めることが求められています。

日々の暮らしの中で目にし、出会い、ふれ合う子どもや保護者。それは、無関係な誰かではなく、ともにこの地をふるさとにするわたしたちの大切な子どもたちであり、力を合わせてこの地の未来をつないでいく仲間たちです。

わたしたちはここに、南相馬市の子ども・子育て支援及び地域社会全体で子ども・子育てを応援することについて基本的な考え方を明らかにするとともに、周囲の優しく温かな支えや応援により、未来を担う子どもたちが夢や希望に向かって進むことができる「子どもたちの笑顔がかがやくまち」の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の子ども・子育て支援及び地域社会全体で子ども・子育てを応援するための基本理念を定め、市、保護者、市民、学校等及び事業者の役割を明らかにするとともに、子ども・子育て施策の基本となる事項を定めることにより、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進し、もって子どもたちの笑顔がかがやくまちの実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによります。

- (1) 子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に定める、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内に住む者、市内で働き又は学ぶ者
- (4) 学校等 学校、幼稚園、保育園、認定こども園、その他児童福祉施設、その他子どもが学び又は育つことを目的とする施設
- (5) 事業者 市内に事務所を有し、又は市内で事業活動を行う個人、法人又は団体

(基本理念)

第3条 この条例は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進します。

- (1) 子どもが、性別、国籍、障がい、経済状況、家庭の状況などによって、差別、体罰、虐待などを受けることがないように、子どもの人権を尊重します。
- (2) 子どもの思いや意見が大切にされるとともに、年齢及び成長に応じた最善の利益に配慮します。
- (3) 出産を希望する市民が、安心して子どもを生み育てることができ、その成長に喜びを実感できる環境を確保します。
- (4) 市、保護者、市民、学校等及び事業者が、それぞれの役割を認識し、子ども・子育て支援に主体的に取り組むとともに、相互に連携及び協働して行います。

第2章 役割

(市の役割)

第4条 市は、子ども・子育て支援に関する総合的な施策を実施します。

2 市は、保護者、市民、学校等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援及び調整を行います。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、家庭が子どもの心身の成長や人格形成に基本的な役割を果たすことを認識し、子どもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりに努めるものとします。

2 保護者は、子どもが社会生活を営む上での基礎的な生活習慣を身につけることができるように、年齢及び成長に応じて、愛情をもって子育てするものとします。

(市民の役割)

第6条 市民は、地域の子どもたちに関心を持ち、子どもが地域との関わりの中で、健やかに育つ環境づくりに努めるものとします。

2 市民は、関心をもって子どもの育ちを支援する取組に協力し、子ども・子育てを応援するよう努めるものとします。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、子どもが集団生活及びその他の活動を通じて、確かな学力、豊かな心、健やかな体などが調和した生きる力を身に付けることができるよう努めます。

2 学校等は、子どもと地域とのつながりの拠点の一つとして、積極的に地域と交流するよう努めます。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努めるものとします。

2 事業者は、子どもの育ちを支援する取組に協力し、子ども・子育てを応援するよう努めるものとします。

第3章 基本的施策

(子どもが健やかに育つための支援)

第9条 市は、子どもが健やかに育つための支援を行うとともに、保護者、市民、学校等及び事業者と連携・協働し、次に掲げる施策を実施します。

(1) 子どもが自然や文化、地域社会との関わりの中で様々な経験や多世代との交流ができる機会を提供します。

(2) 犯罪、交通事故その他子どもの健全な成長を阻害する危険などから子どもを守り、子どもが安全にかつ安心して過ごすことができる環境を整備します。

(3) 子どもが遊び、学び、活動できる居場所や施設を整備します。

(支援を必要とする子どもへの支援)

第10条 市は、障がい、虐待、いじめ、不登校、経済的困難などを理由とした支援を必要とする子どもに対し、子どもの状況及び置かれた環境に応じた支援を行います。

2 市は、虐待、いじめなどの防止、早期発見及び迅速な対応に必要な施策を行います。

(保護者や子育て家庭への支援)

第11条 市は、市民、学校等、事業者、警察及び医療機関などと連携し、保護者が安心して子育てをすることができるようニーズに応じた幅広い支援を行います。

2 市は、子育てに関して困難を抱えている保護者や家庭の把握に努めるとともに、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行います。

3 市は、働く保護者が子育てと仕事の両立ができるよう、保育サービスなどの充実や事業者に対して子育てとの調和のとれた働き方などの啓発を図ります。

(相談体制)

第12条 市は、子ども及び保護者が抱える様々な悩みに対して、安心して相談できる相談支援体制の充実を図ります。

(子どもの社会参加)

第13条 市は、市の施策について子どもが意見を表明することができるようにするなど、子どもが社会参加をする場や機会を設けるよう努めます。

(切れ目のない支援)

第14条 市は、市民が安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに育つことができるよう、結婚、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階や状況に応じて、必要な施策を実施します。

第4章 施策の推進

(子ども・子育て支援事業計画の策定)

第15条 市は、子ども・子育て支援施策を推進するため、子ども・子育て支援事業計画を策定します。

2 市は、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、あらかじめ子ども・子育て審議会の意見を聴かなければなりません。

(実施状況の評価)

第16条 子ども・子育て審議会は、子ども・子育て支援事業計画の適正な進行管理を行うため、毎年度、施策の実施状況进行评估し、市はその結果に基づき必要な措置を講じます。

(推進体制の整備)

第17条 市は、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の総合的な推進及び調整を図るため、必要な体制を整備します。

(財政上の措置)

第18条 市は、子ども・子育て支援施策を実施するため、必要な財政上の措置を行います。

(広報及び啓発)

第19条 市は、子ども・子育て支援について、子ども、保護者、市民、学校等及び事業者の関心や理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行います。

第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。